

X

和気小学校 いじめ防止基本方針

いじめを見逃さない・

風通しのよい学校づくり

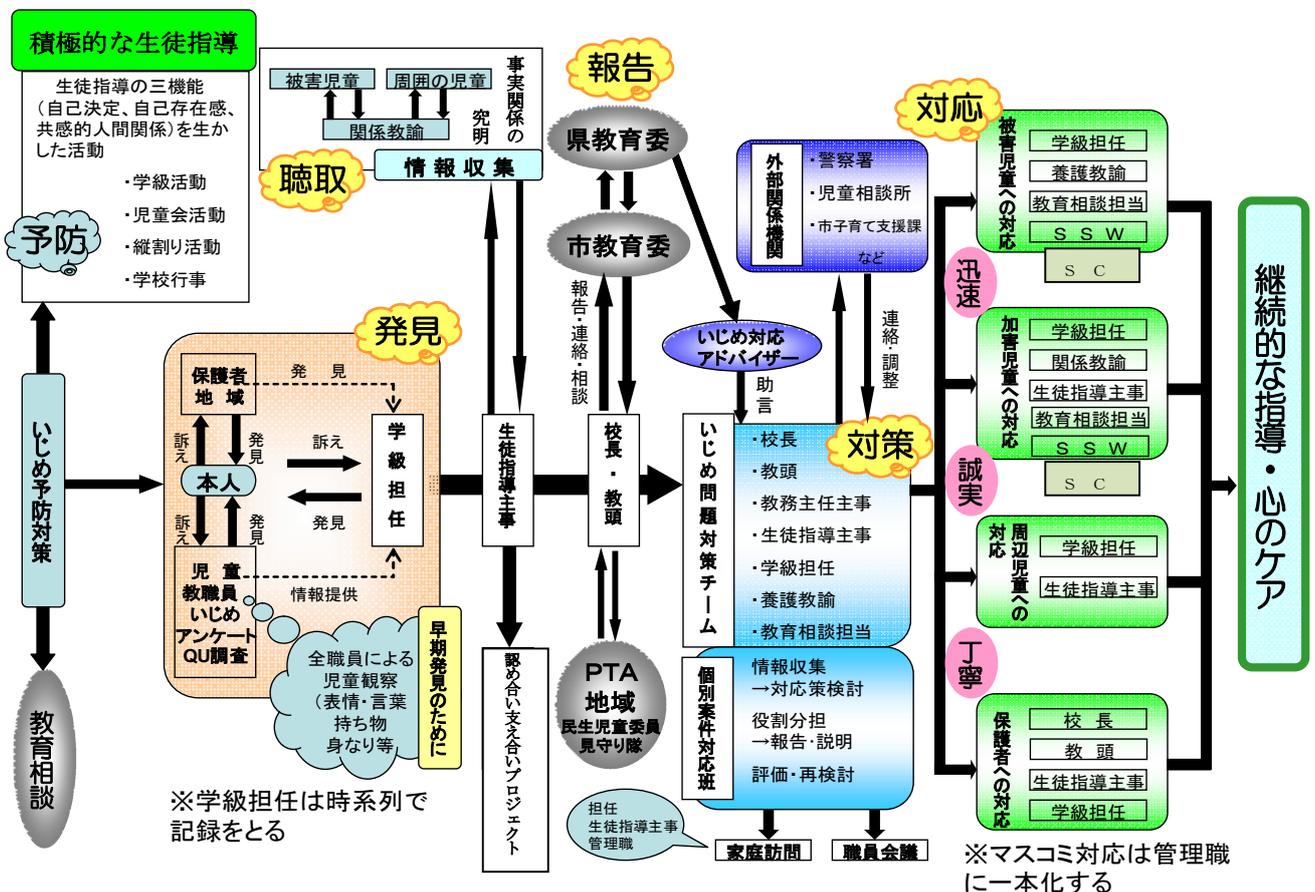
～児童が安心安全に学ぶことができる環境を～

令和5年4月
能美市立和気小学校

— 目 次 —

1	いじめの問題への基本姿勢	1
2	いじめの理解	2
3	いじめの解消	4
4	いじめの未然防止	4
5	いじめの早期発見	6
6	いじめに対する措置	7
7	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	14
8	家庭・地域の役割	16
9	重大事態への対処	16

いじめ問題に関する校内体制図



1 いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取ること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめられた児童・保護者により扱い丁寧、誠実に対応すること。

(2) 平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。そのため、年度初めに学年集会を開き、ささいな言動が相手にとって傷つけてしまう場合があったり、いじめという行動は周りの家族や友人などいろんな人に影響を与えたりすることを児童と共に理解すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 児童一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

例えば、児童の遅刻・欠席が増える。一人だけ送れて教室に入る。用もないのに職員室に来るなど、児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 いじめの理解

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの。嫌がらせやいじわるも含め。
- ② 「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ スマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報 端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点 (いじめの定義)

<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【留意点】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・ 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

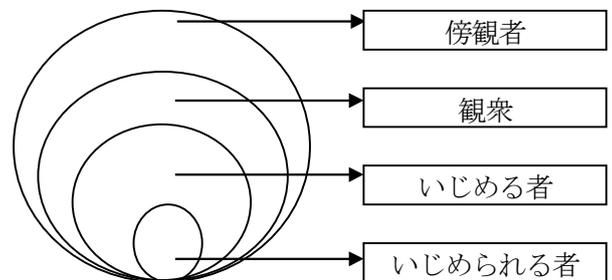
(2) 「いじめは笑いに隠される」

いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざげ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「**暴行罪**」 (刑法第208条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「**傷害罪**」 (刑法第204条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す → 「**脅迫罪**」 (刑法第222条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「**強要罪**」 (刑法第223条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「**恐喝罪**」 (刑法第249条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「**窃盗罪**」 (刑法第235条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「**強盗罪**」 (刑法第236条)
- ・自転車を故意に破損させる → 「**器物損壊罪**」 (刑法第261条)
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「**名誉棄損罪**」 (刑法第230条)、「**侮辱罪**」 (刑法第231条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「**強制わいせつ罪**」 (刑法第176条)
- ・児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「**児童ポルノ提供等**」 (児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

3 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

4 いじめの未然防止

- ① 児童と周囲の友人や教職員との信頼関係。
- ② 基本的なルールや規律に守られた安心・安全な学校生活。
- ③ 授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりによって、児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ④ 児童自らが作り出す、互いを認め合える人間関係や学校風土。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

・学習指導の場における積極的な生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり

学習指導に際し、児童に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の

場を与え自己の可能性の開発を援助すること、安全安心な風土の醸成の四つの視点に留意する。

・学び合いのある学習

友だちと考えを交流することで、自分の考えを深められるよう、学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

・教職員の学び合い

授業協議会を工夫したり、教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進めたりして、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) いじめ予防集会

いじめが起きてから、指導をするのではなく、事前に視覚的にわかりやすいパワーポイントを使って、学年集会を開き、以下のようなことを意識づけ、いじめの防止予防の機会にする。また、新年度に指導したことを、授業参観後の学級懇談会で伝え、学校と家庭で共通な見方や考え方を共有し、連携した指導ができるようにする。

(3) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育

道徳教育のねらい（豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

・魅力的な教材の開発や活用

「ふるさとがはぐくむどうとく いしかわ」や「わたしたちの道徳」を活用したり、児童にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用を推進したりして、児童の心に残る道徳の時間を心がける。

・人権教育の実践

自分や友だちを認め合う「友だちの木」「なかよしの木」「成長の木」に活動を全校で行う。また、学期ごとに人権教育の授業を行ったり、人権週間では児童会の活動に取り組んだりして、一人ひとりの人権感覚を磨く。

(4) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

・問題行動への対処

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

・学習ルールの徹底

学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹底してやり通す。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

① 道徳教育や人権教育、各行事等を通して子どもたち自身の力で自他のよいところを見つけ、スキルを獲得できるようにする。

(感情のコントロール、目標設定、意思決定などのスキル)

- ② 各行事で集団活動の成功体験を積みませ、積極的に参画することが大切なことを理解させる。
- ③ 責任を伴う活動を企画、実行し、自分たちの行動が変化をもたらすことに気付かせる。

(各行事や委員会活動において高学年がリーダーとして企画、運営をし、一人ひとりが役割を持ち、ふりかえりを充実させる)

(6) 児童会が中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人ひとりにつけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

・人権週間での取組

「いじめ・差別・人権など」をテーマとした集会内容を工夫し、自分たちの生活に立ち返って、各クラスで振り返りを行い、交流する。

・あいさつ運動の取組

委員会や集団登校グループ、学年を単位として、児童会が設定しためあてを達成するよう、登校中、玄関、校内であいさつを交わし合う。

(7) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

・高齢者とふれあう活動

グループホームを訪問し、歌や演奏を発表したり、お年寄りの話し相手をしたりして、交流する。

・異年齢集団活動

一年生を迎える会、虚空蔵山ウォークラリー、運動会、和気っ子フェスティバル等の行事等を学年の縦割りで担当し、上級生と下級生が助け合って作業する。

・和気地区の人、もの、ことにふれる体験活動

総合的な学習の時間、遠足、社会見学、ふれあい活動、クラブ活動等を通して、和気地区の自然や伝統文化のよさに気づき、人の温かさに触れる機会をつくる。

(8) 家庭や地域と連携した取組

児童だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

・保護者へのいじめについての講座等の実施

保護者や地域の人々を対象に開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

5 いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。

- ① 大人の目に付きにくい時間や場所。
- ② 遊びやふざけあいを装って行われる。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ④ いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要。

- ⑤ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知。
- ⑥ 児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑦ 地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・「いじめ等記録シート」を効果的に活用する。
(プチトラブルがあった時の事実確認や言動確認に「いじめ等記録シート」を積極的に使い、いじめを①認知するか②重大事態か③認知しないか複数人で判断する。)
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・終礼時や職員会等で、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

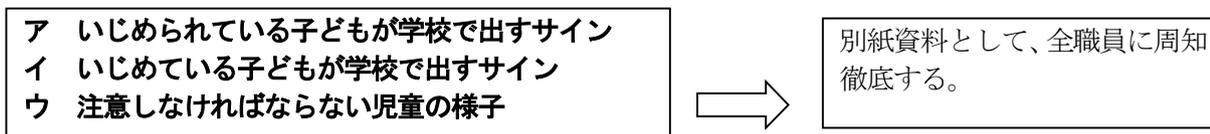
- ・児童の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、児童にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・SOSポストを設置し、児童が日頃からいじめを訴えやすいようにする。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

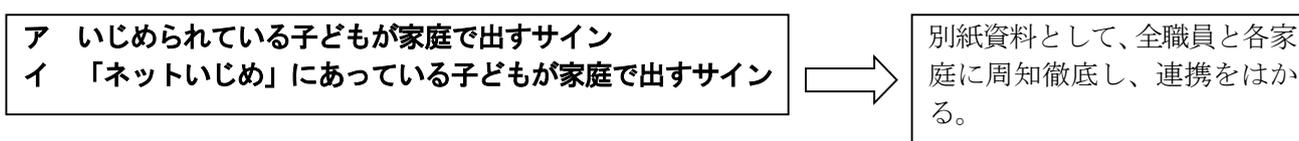
学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。



(5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。



(6) いじめ認知が零であった場合の対応について

いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する必要がある。

- ①保護者や地域住民に向け、学校だよりや学校運営協議会やPTAの連絡会等で、「いじめ零の事実」を公表する。
- ②学校集会や学年集会などで「いじめ零の事実」を児童に公表し、認知漏れがないか確認するため、いじめの緊急調査アンケートを行う。いじめと疑われるものがあった場合は、遡って本ページ以降

「6 いじめに対する措置」を確実にを行う。

6 いじめに対する措置

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、

- ① 速やかに組織的に対応する。
 - ② いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ③ 結果を市教育委員会に報告する。
- 学校がいじめの事実を確認した場合には、
- ④ 徹底して被害児童を守り通す。
 - ⑤ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - ⑥ 被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。
 - ⑦ いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。
 - ⑧ 情報の共有と学校全体での指導。
 - ⑨ いじめ防止基本法の見直し。
 - ⑩ 継続的な見守り、声かけ、観察。

(1) いじめ発生時の組織的対応

1. 発見

いじめ情報の報告・共通理解

いじめ問題対策チーム 設置

2. 児童の聞き取り（担任・学年・生徒指導・教頭・校長）個別案件対応班

連携

- ① 誰が誰に対応するか
- ② 聞き取る内容確認
 - ・ 日時（いつ）
 - ・ だれが だれに
 - ・ 場所（どこで）
 - ・ 行為（何をしたか）
 - ・ 理由（どうして）

第一報

能美市教育委員会

いじめ対応アドバイザー

3. 事実確認・情報のすり合わせ

4. 報告 事実の認定

- ・ 日時（いつ）
- ・ だれが だれに
- ・ 場所（どこで）
- ・ 行為（何をしたか）
- ・ 理由（どうして）

連絡

保護者 ・ 加害児童
・ 被害児童
・ 事実を伝える
(TEL・来校・訪問)

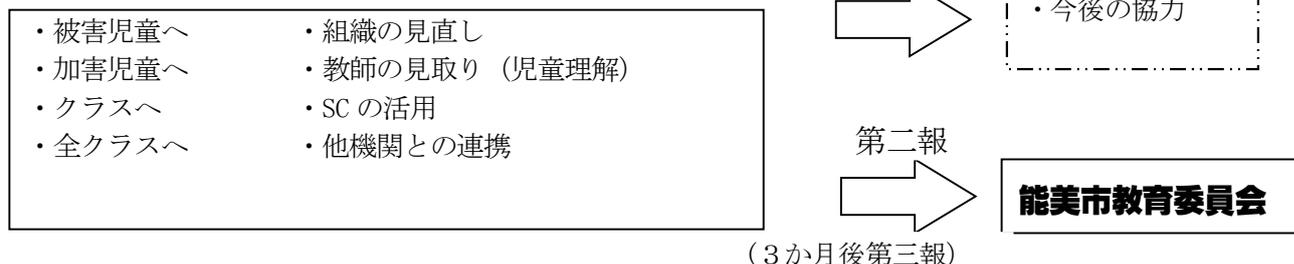
5. 指導内容の決定

- ・ した行為について（犯罪であること）
- ・ 相手の立場に立って（もし自分がされたら）
- ・ どうすればよかったのか
- ・ 家族の思い
- ・ 今後について

保護者



6. 今後の指導方針の決定



学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

また、当該チームは、各学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。

① いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

- i) 校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭にSSW、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する関係者を加え構成する。
- ii) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

ウ 機能・役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進
 - ・いじめの早期発見の観点から朝の会・授業時間などでの観察を強化するとともに、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
 - ・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落としや見誤りのない適切な認知を図る。
 - ・学校におけるいじめ相談は、いつでも、どんなことでも受け付けることを、児童、保護者等に周知する。
 - ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。
- ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
 - ・事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、児童への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
 - ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用

する。

- iii) 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し（印刷物等の配布やホームページへの掲載等）、理解と協力を得る。
 - ・児童会・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- iv) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
 - ・家庭や地域からの情報について、いつでもどんなことでも提供いただきたい旨を伝える。
 - ・PTAや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。
- v) SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
 - ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、SCやSSWを活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
 - ・学校と警察の相互連絡制度（「いしかわS&Pサポート制度」）の適切な活用と連携を図る。
 - ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。
- vi) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
 - ・個別案件対応班の設置
 - ・情報の収集と整理
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
 - ・教育委員会、関係機関への協力要請
 - ・個別案件対応班への指示・助言

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

② 個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- i) 当該児童の学級担任、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請することを基本とする。

iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

③いじめ対応アドバイザーの活用について（年3回要請）

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
 - ・ 具体的対応策に関する指導・助言
 - ・ 警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
 - ・ 心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

④ いじめ防止のための年間計画 ★児童理解の会について、職員終礼の時間を利用し早期共通理解につなげる。

月	校内研修 等	児童理解・個別面談	児童会・人権
4	年間計画の確認（職員会提案） 児童理解の会 （指導上配慮の必要な児童の確認）	学級懇談会（引継ぎなど）	いじめ防止集会 たてわり発足集会 あいさつ運動
5		第1回いじめアンケート 小保学連絡会・小中連絡会	友達の木
6	第1回いじめ対応アドバイザー研修（児童の様子と手立て）	個人懇談 第1回Q-U実施	和気っ子フェスティバル
7		教育相談（個人懇談後）	
8	生徒指導校内研修会 児童理解の会（Q-U結果も考慮して）	第1回Q-U分析	
9			あいさつ運動 運動会
10	いじめアンケート結果共通理解の会	第2回いじめアンケート 第2回Q-U実施	成長の木
11	第2回いじめ対応アドバイザー研修（児童の様子と手立て）	学級懇談会（夜） 第2回Q-U分析	
12		個人懇談 教育相談（個人懇談後）	人権週間の取り組み
1	児童理解の会（児童の様子と手立て）		あいさつ運動
2	いじめアンケート結果共通理解の会	第3回いじめアンケート 学級懇談会	ありがとうの木
3	児童理解の会（次年度への引継ぎ） 年間計画の反省（職員会提案）	小保学連絡会・小中連絡会	

(2) 児童や保護者への対応

ア いじめられている児童への対応

【学校】6チェック

- いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- いじめた児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- 児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】3チェック

- 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

【児童の保護者への対応】6チェック

- いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分伝える。
- いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- 家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

イ いじめている児童への対応

【学校】9チェック

- 頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させ、たうえで指導に当たる。
- いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- いじめた児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- 保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】2チェック

- いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

【児童の保護者への対応】4チェック

- いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- 教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- 児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ 3チェック

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、市教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

- ・学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

8 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、児童に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において児童に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、児童が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(2) 保護者の責務等

保護者の責務等については、「5 いじめに対する措置」等において取り上げたように、いじめられている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童だけでなく、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。また、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

ア 学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に、速やかに公平・中立な再調査を行う組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・学校に係る調査結果については、市長に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。